

---

平成28年 第2回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成28年3月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年3月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第13号 郷の駅「石河内」の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第14号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第15号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第16号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第17号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第18号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第19号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住

宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第33号 財産の譲渡について
- 日程第26 議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第27 議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について
- 日程第28 議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第31 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第32 委員会付託の省略
- 日程第33 議案に対する質疑
- 日程第34 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託
- 日程第35 陳情書の付議

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求める陳情書

- 日程第36 産業文教常任委員会陳情審査付託
- 日程第37 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

- 1) 議長の諸般の報告
  - ①議長の会務報告
  - ②例月現金出納検査結果の報告
  - ③補助団体等の監査結果の報告
  - ④議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
  - ①町長の政務報告

- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第13号 郷の駅「石河内」の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第14号 平成27年度木城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第15号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第16号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第17号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第18号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第19号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第26号 木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第27号 平成28年度木城町一般会計予算
- 日程第20 議案第28号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第29号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第30号 平成28年度木城町下水道事業特別会計予算

- 日程第23 議案第31号 平成28年度木城町介護保険特別会計予算  
日程第24 議案第32号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第25 議案第33号 財産の譲渡について  
日程第26 議案第34号 木城町過疎地域自立促進計画の策定について  
日程第27 議案第35号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について  
日程第28 議案第36号 西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について  
日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第30 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任  
日程第31 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任  
日程第32 委員会付託の省略  
日程第33 議案に対する質疑  
日程第34 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託  
日程第35 陳情書の付議

◎陳情第2号

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を求め  
る陳情書

- 日程第36 産業文教常任委員会陳情審査付託  
日程第37 散会

---

出席議員（9名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
5番 黒木 泰三君	6番 堀田 廣幸君
7番 淵上 三月君	8番 原 博君
9番 山田 秋吉君	10番 内田 重則君
11番 後藤 和実君	

---

欠席議員（1名）

3番 中武 良雄君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書 記 稲田 宏美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	横田 学君
教育長	-----	中竹 聖子君	総務課長	-----	中村 宏規君
財政課長	-----	石井 雄二君	会計管理者	-----	伊藤 章君
まちづくり推進課長	----	萩原 一也君	環境整備課長	-----	河野 浩俊君
教育課長	-----	中井 諒二君	税務課長	-----	津江 邦彦君
福祉保健課長	-----	小野 浩司君	町民課長	-----	吉岡 信明君
産業振興課長	-----	押川 道彦君	代表監査委員	-----	桑原 正憲君

---

午前9時00分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。傍聴席での写真撮影及び録音などは議会傍聴規則により禁止されております。

定刻になりました。ご報告します。3番、中武良雄君からのインフルエンザ疾患による欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから平成28年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

初めに、堀田廣幸君から発言を求められていますので、これを許します。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 昨年、平成27年第5回9月定例議会において、私の一般質問で、指定管理者制度及び管理運営委託料の見直しについてを質問事項として行いました。

その中で、木城温泉館湯ららに関する質問で、都城市の青井岳温泉での平成24年従業員の公金横領金額を3,000万円と発言しましたが、事実は2,000万円であったこと。

また同じく、青井岳温泉の昨年度余剰金、都城市への余剰金返還額、過去の余剰金返還額、宿泊施設との連結決算の金額、以上4件の金額については、私の一方的な推測による金額での発言であったために、事実とは異なる金額でありました。

このことで、関係施設及び関係者に対し、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深

くおわびを申し上げます。

なお、このことについては、3月議会だよりに掲載することとなっております。まことに申しわけありませんでした。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君の発言が終わりました。

平成28年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、神田直人君、5番、黒木泰三君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（後藤 和実） 日程第3、諸報告を行います。

これより議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体などの監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

昨年12月21日に木城町商工会館において泥谷久光氏の日本グランプリ受賞祝賀会に参加しております。泥谷さんが、陸上という分野で逆境を乗り越えられて輝かしい成績を残されたことに対しまして、大変栄誉ある賞を受賞されたわけですが、この功績は私たちの誇りであり、励みとなっております。

今後の活躍を期待するとともに、私たちも現状に甘んずることなく挑戦という気持ちを持ち続けていく必要があるかと改めて感じたところであります。

12月22日に、町内指定管理者との意見交換会を実施しました。

町内の公の施設の管理を行っている団体の指定管理における現状などについて、意見交換を行いました。

今年に入りまして、1月1日には、平成28年成人式が新成人者の司会のもとに厳かに行われました。新成人95名のうち55名の成人者が参加し、二十歳の決意と自覚を持って自分の将来を切り開き、目標に向かって邁進していこうとする若者の将来を想像すると、これからの木城町、日本を支えていこうとする力強い若者に頼もしさを感じたところです。

1月4日は、木城商工会館において新年賀詞交歓会を行われ、100名を超える商工、農協、行政の関係者が、新年にあたり挨拶及び意見交換が行われました。

1月10日には、平成28年木城町消防始め式があり、消防団員143名の参加があり、厳寒の中、日ごろの規則と機敏な動きで訓練の成果を発揮する団員を見て、町民の生命と財産を守っていく消防団活動に改めて敬意を感じたところです。

1月18日には、門川町総合文化会館において、宮崎県町村議会議長会主催による時局講演会が行われました。静岡県立大学の特任教授である小川和久氏による「日本人に国を守れるか」という演題で講演を拝聴しました。

中国の東シナ海、南シナ海の行動の分析や集団的自衛権がなぜ持ち上がっているのかが、安全保障の問題や憲法9条について国際情勢を交えながら講演をいただいたところです。

1月29日には、石井記念友愛社において、石井十次資料館の上棟式が行われました。あいにくの雨の中でしたが、郷土の偉人である石井十次氏の功績を学ぶことができる資料館の完成を期待しているところであります。

2月4日から5日にかけて、半渡町長とともに沖縄県うるま市を表敬訪問いたしました。平成4年から平成25年まで子供たちの交流をしておりましたが、今までの交流のお礼と今後の新たな地方創生の観点から、自治体間の連携や交流を交わればという目的で訪問してまいりました。

2月10日には、児湯郡（市）町村議会議長会定例会が都農町で行われ、経過報告並びに平成28年度の活動計画が説明され、その後、西都市児湯郡選出の県議会議員と会し、TPPにおける県内に及ぼす被害や新田原基地にある予備滑走路を物流輸送に利用できないかなどの意見の交換を行いました。

2月18日には、宮崎観光ホテルにおいて、宮崎県町村議会議長会第67回定例総会が行われました。美郷町町議会の議長に森田議長にかわられましたことによる理事の補欠選任と平成27年度の会務報告、平成28年度の町村負担金について説明が行われ、講演では、霧島ホールディングス株式会社取締役の伊賀崎繁氏が霧島酒造100年の奇跡という題で酒税についてわかりやすく説明された後、創業当時から現在に至る霧島酒造の歴史などについてご講演をいただい

ております。

以上で会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体などの監査結果の報告については、別紙お手元に配付しておりますので、これにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催、時局講演会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告については、町長の報告を求めます。町長。

**○町長（半渡 英俊君）** 本日、平成28年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年度末を迎え諸事ご多用の中にご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会のおきましては、指定管理者の指定1件、補正予算案6件、条例案7件、当初予算案6件、財産の譲渡1件、過疎地域自立促進計画1件、共同設置規約2件、人事案件の諮問1件、合わせまして25議案のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案の理由のところでご説明させていただきたいと存じます。よろしくご審議くださいまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に、木城町の明るい話題、誇りとすべき話題を4点ご報告申し上げたいと思います。

1点目ではありますが、安倍首相が1月22日の第190回通常国会の施政方針演説の中で、経済的困窮などを乗り越えて、日本で初めて孤児院を設立し孤児救済にささげた児童福祉の父、石井十次の言葉「なせよ、屈するなかれ。時重なればその事必らずならん」を引用し、日本の国柄づくり、国政に向かって諦めずに進んでいく決意を表明されました。私たちもこの言葉をそれぞれの目標や夢挑戦のエネルギーとしたいものです。改めて郷土の偉人石井十次の功績と信じた道をまっしぐらに突き進む姿、生き方に感銘を受けました。

2点目は、平成28年宮崎県広報コンクールで本町の広報誌「広報きじょう」が町村の部で、実に20年近くでありましたが入選をいたしました。今後、特選を目指して挑戦していくよう激励したところであります。

3点目は、出店北の79歳高橋宗義さんが9月24日から25日にかけて行われます岩手国体のグラウンドゴルフ大会に宮崎県代表として内定し、出場される予定になっております。宮崎県選手団は男性6名、女性6名の合計12名、高橋さんには晴れの舞台で日ごろ練習の成果を発揮



し、最高の成績が収められるよう期待をしたいと思います。

4点目は、先月26日に公表されました2015年国勢調査速報値であります。

国として初めて人口減少に転じた中で、宮崎県においても前回調査よりも3万856人減少いたしました。そういった人口減少の流れの中で、宮崎市、三股町、綾町、木城町の1市3町が人口が増えたという結果が発表されました。

木城町は、平成22年国調人口5,177人から平成27年国調人口が54人増の5,231人でした。県内からの転入が多く、住宅取得奨励金などの定住促進策及び手厚い子育て支援の効果が表れていると分析をしております。これまで定住促進子育て支援策のトップランナーでしたが、地方創生のもとでも、今後さらに磨きをかけるなど充実を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみお手元の政務報告により報告をさせていただきます。

初めに、12月16日でございます。第1回木城町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催いたしました。地方創生に係る総合戦略等の策定及び策定後の検証について、今後、ご提案、ご助言、ご支援をいただきます。委員は、産業、行政、教育、金融、メディア関係、それから一般公募の方々に16名です。

なお、委員の互選により、会長は観光協会長の牛田宏氏、副会長は高鍋信用金庫木城支店長の日高秀雄氏にお世話いただくことになりました。

次に17日でございます。第1回木城町行政改革推進会議を開催いたしました。今後、木城町行政改革推進本部で検討されました行政改革大綱案について、大所高所の見地からご提案、ご助言、ご検討をいただきます。委員は一般公募の方を含め10名です。なお、会長は委員の互選により商工会代表の桑原常雄氏にお世話いただきます。

次に18日でございます。

木城町消防団年末年始特別警戒に伴う出発式が行われました。警戒期間は18日から明けて9日まで行っていただきました。消防団員のおかげで年末年始の安心・安全が担保されています。

次に21日でございますが、議長報告とかぶりますけれども、下鶴の泥谷久光氏の日本体育協会日本スポーツグランプリ受賞の祝賀会が木城町体育協会主催で行われました。この賞は、長年にわたりスポーツを実践されてきた方で、広く国民に感動や勇気を与え、しかも顕著な功績を上げられた方々を顕彰するものです。木城町では初めて、宮崎県からは2人目の受賞者となりました。往年の名ランナー君原健二さんの言葉「努力を糧にゴールは無限」を実践されています。

次に23日でございますが、第3回児湯郡プレ大会県第59回児湯郡町村対抗駅伝競争大会が12区間、24キロメートル、8チーム参加のもと、高鍋ルピナスパークで行われました。木城

町は2チーム参加をしまして堂々の3位、そして躍進賞を獲得いたしました。小学生、中学生、高校生の走りが特にすばらしく、区間賞が2人、区間2位が3人でした。

次に26日でございますが、選挙管理委員会が開催されました。今井大司委員長がご勇退され、議会から補充員の選挙をいただきました朝倉正男氏が選挙管理委員に就任されました。なお、新しい委員長は委員互選により赤峯正廣氏が選任されています。

次に1月1日でございますが、議長と報告にもありましたように、日本一早い木城町成人式をリバリスでとり行いました。55名の新成人に成人証書を手渡し、ふるさとを愛する心、気持ちを忘れることなく、自らの夢の実現と木城町の未来のために活躍してほしいと挨拶をいたしました。新年を飾る厳かで凛とした成人式であったと思います。

2ページをお開きください。4日でございますが、後藤議長、鎌田農業委員会会長にご臨席を賜り、平成28年木城町仕事始め式を行いました。私からは、町民のため、木城町がよくなるために新たな決意と意欲を持って木城町の発展と町民の福利向上に取り組んでいただきたいと訓示をいたしました。引き続き、9時からは木城町社会福祉協議会の仕事始め式に臨み、社会的弱者に寄り添って地域福祉、社会福祉に尽力していただきたい旨の訓示を行いました。

次に掲載をされてませんが、4日午前中から5日にかけて、後藤議長にもご同行いただき、副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長というメンバーで、県庁を初め、関係機関に年始挨拶を兼ねて木城町のまちづくりにご支援とご理解いただくよう表敬訪問をいたしました。木城町をよくするため、元気にするために、今後も議会と執行部一致団結協力して、要望、陳情活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

次に10日でございますが、木城町消防始め式を開催いたしました。日ごろから木城町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく訓練されており、大変心強く感じたところです。最近、矢野団長のもと団員の士気が上がってきていると思っております。

次に11日でございますが、第6回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が12区間、39.2キロメートルで行われ、本町からは2チーム出場いたしました。木城町、三股町、日向市が昨年よりチーム数を増やし、元気な市町をアピールしたところです。特に、小中学生の育成あるいは晴れ舞台での経験を考えますと、来年は3チームの出場を目指していきたいと考えております。

次に15日でございますが、大坪環境森林部長を表敬訪問いたしました。木城町の百合野台地から比木の太谷地区にかけての谷どめ工、いわゆる砂防ダム等の林地荒廃防止事業の国営事業での採択に向けて、陳情、要望活動を行いました。なお、年末の12月には、児湯農林振興局長、環境森林部の自然環境課長及び次長を表敬訪問してございまして、同様の陳情、要望活動を行っています。国営事業の採択になれば、町からの費用持ち出しはありません。

次に、18日でございますが、NTT西日本と災害時における特設公衆電話設置に関する協定を締結、調印いたしました。災害発生時の被災者、帰宅困難者等の通信手段を確保するというこ  
とで、町内の避難所17カ所に20回線を開設いたします。

安否確認が迅速にできるなど、災害対応や災害対策に資することができ、大変心強く思いますし、頼もしいツールの一つだと思っています。

次に20日でございますが、宮崎県体育協会主催の賛助会員及び加盟団体役員等の関係者の集  
いが初めて開催され、教育長と参加いたしました。2巡目開催となります平成38年第81回国  
民体育大会、第26回全国障害者スポーツ大会、宮崎県開催成功に向けた10年前大会成功祈念  
懇談会と位置づけて開催されたところであります。

木城町でも未成熟競技の種目で会場提供などのお手伝いができないか、今後検討してまいりた  
いと思っています。

次に23日でございますが、ご承知のように、去年は日韓国交正常化50周年、そして地方創  
生元年という節目の年でありました。この機会に、自治体関連携交流事業の視点も踏まえ、何か  
取り組みたいと常々考えを巡らしておりましたので、その思いを事あるごとに関係首長とお話し  
させていただいておりました。

今般、1市3町の合意を得まして、地域創生での地域関連携伝統文化の掘り起こし等の観点か  
ら、百済王族伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定を締結いたしました。父、禎嘉王の  
美郷町、禎嘉王の後、之伎野様の高鍋町、長男、福智王の木城町、次男、華智王の日向市の4市  
町が今後連携して地域振興を図っていきます。

次に24日でございますが、第44回木城町新春ジョギング大会が開催されました。スポーツ  
少年団陸上クラブの児童生徒を中心に、町内外から338名の参加がありました。来年は45回  
という節目の大会を迎えますので、さらに賑わいのある充実した大会となるよう知恵と工夫を出  
してまいります。

3ページをお開きください。26日でございますが、知事と若手職員との意見交換会でありま  
す「役場でくるま t h e 談義」が開催されました。13名の役場若手職員から1つ目に、米の消  
費拡大に向けた県立学校への給食導入。2つ目にイクメンに対する考え方、3つ目に奨学金制度  
の充実。4つ目に介護人材の確保。5つ目、県内ゆるキャラの活用とPR。6つ目、発達障害児  
の受け入れ先の充実。7つ目、高速道路整備によるストック効果。8つ目、情報発信源としての  
ケーブルテレビの活用。9つ目、民法テレビ局の新設。10番目、幼児期からの体力向上のため  
の取り組み。11番目、競技力向上のための取り組み。12番目、発達障害児のための環境づく  
り。13番目、県職員の市町村役場への派遣などの意見、アイデアを臆することなく堂々と発信  
してくれました。大変心強く頼もしく思ったところです。

次に29日でございますが、大分県中津市議会の新生・市民クラブ会派の研修会ということで、7名の議員さんが本町の農林業振興について視察研修に来町されました。後藤議長とともに歓迎の挨拶とご縁に感謝を申し上げます。

次に、議長報告とかぶりますが、4日から5日にかけて、後藤議長、随行として黒木主任主事とともに沖縄県うるま市を表敬訪問いたしました。旧具志川市、今のうるま市とは昭和47年の沖縄の本土復帰に伴う行政支援、職員交流、議会交流そして、平成4年から平成25年度までは子供交流をしておりました。議会交流と子供交流の感謝とお礼、修学旅行も視野に入れた児童生徒の交流、そして地方創生の観点から新たな自治体間連携あるいは地域間交流ができないものかという目的で表敬訪問をいたしました。

臨時議会、市長の県外出張での帰りが遅いということがあり、うるま市栄門教育長、生涯学習課の平川係長、旧具志川市の當銘市長と意見交換させていただきました。姉妹都市の締結はしていませんが、これまで培ってきた絆とご縁で、今後幅広く実のある連携、交流を模索していきたいと考えております。

地方創生やまちづくりには、これまでの官と民のパートナーシップはもちろん大切なことではありますが、今後は官と民のパートナーシップ、プラス官と官とパートナーシップ、いわゆる自治体間連携による取り組みの発想が求められていると認識をしております。特に、官と官のパートナーシップによる取り組みの観点からは、まずは首長同士、トップ同士の合意形成が大切であると認識をしておりますので、そういうトップ同士で意見交換をする、話し合うというスタイルなり行動については、ご理解を賜りたいと思います。

なお、2点申し添えておきたいことがあります。

まず1点目でございますが、教育委員会はこのことについて知らないということに関しましては、事実ではなく、教育長及び木城中学校長には事前協議をして表敬訪問をいたしております。

2点目ですが、特に今回に限らず、県外出張につきましては、職員研修の場として捉え、担当職員であるか否かは別にして、職員を1名随行させています。

いずれにしても、公職にある者は、正しい情報や自立、相互理解のもとで物を言うべきだと思っております。

次に9日でございますが、木城中1年の富岡勇大君の激励壮行会を行いました。文部科学大臣旗争奪はまなす杯、第10回全国中学生空手道選抜大会が3月28日から30日にかけて北海道北広島市で開催されます。晴れの舞台で日ごろの鍛錬の成果を発揮し、最高の成績が収められるよう期待したいと思います。

次に15日でございますが、西都児湯地区企業立地促進協議会が設立されました。この協議会は、宮崎縣市町村及び関係機関が連携し、情報共有を図りながら効率的な企業立地活動を行い、

西都児湯地区への企業立地を図るというものです。

会長には、川野美奈子宮崎県企業立地推進局長、副会長には黒木定藏、西米良村長が選出されました。事務局は宮崎県企業立地課です。なお、企業立地活動の方針として、1つに、フードビジネスの展開、2つ目、県内企業の第2、第3の拠点整備、3番目、情報関連企業のサテライトオフィス等の立地を展開していくことにしています。

次に、町長報告には記載されておりませんが、同じ日15日でございますが、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資供給に関する協定を締結いたしました。この協定締結により、地震、風水害、その他の災害発生時に物資を迅速かつ円滑に被災現場へ供給することは可能となりました。

県下の締結状況であります。これまで宮崎県と8市町村が締結をしています。

次に22日でございますが、自衛隊入隊者の壮行会を行いました。今春、一行瀬の佐野雄紀さんが陸上自衛隊に入隊されます。心身の健康に留意していただき、国防という崇高な任務を担う自衛官として活躍していただきたい旨の激励、期待の挨拶をいたしました。

4ページをお開きください。23日でございますが、宮崎県町村会定期総会、引き続き宮崎県地域振興対策協議会定期総会が新しい自治会館で開催されました。町村会、定期総会では、平成28年度の事業計画及び会計予算を審議し、原案のとおり可決いたしました。

地域振興対策協議会では、会長は黒木定藏、西米良村長、副会長は河野利美国富町長で、私は4部会あるうちの山村振興部会の副副会長に選任をされました。任期は2年、山村振興関連予算及び施策の要望活動を役員と一緒に取り組んでまいります。

なお、新しい自治会館でございますが、鉄筋コンクリート3階建て延床面積1,650.19平米、建設費は4億7,046万9,000円です。

県町村会、県市町村振興協会、県町村議会議長会の事務局が入るとともに、市町村職員の研修や各種会議に利活用されることとなります。

次に25日でございます。東児湯消防組合議会定例会が開催されました。平成27年度一般会計補正予算、平成28年度一般会計当初予算等を原案のとおり可決していただきました。なお、申し合わせにより、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、不肖、私が管理者となる予定であります。

次に26日でございます。木城町行政改革推進本部会議を開催し、平成28年度から平成32年度までの第4次木城町新行政改革大綱を了承いたしました。「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」を目指すべき将来像とし、そのための行政改革の基本方針を、1つに行政改革の継続。2つ目、町民のまちづくり意識の醸成。3つ目、効果的、効率的な行政改革の取り組み。4つ目、職員の意識改革と能力の開発。5つ目、「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」の

実現といたしました。

行政改革大綱の概要につきましては、今議会開催中に機会をいただきまして事務局の総務課のほうから報告させていただきたいと思っております。

引き続き、木城町まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、木城町人口ビジョン及び木城町まち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしました。

人口ビジョンにおきましては、国立社会保障人口問題研究所の2060年の将来推計人口は2,786人となっています。また、日本創生会議2040年の推計人口は3,376人となっています。木城町では、人口減少は予測はしておりますけれども、合計特殊出生率を2.02上昇させ、町外への転出を20%抑制させることで、2060年の目標人口を3,500人といたしました。

一方、総合戦略におきましては、第1次の対象期間を平成27年度から平成31年度までとし、基本目標については、1つに産業の創出。2つ目、木城町への人の流れをつくる。3つ目、子育て支援、安心安全なまちづくりとしました。目標値を設定し、官民学金と政策連携しながら施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

人口ビジョン及び総合戦略大綱の概要につきましては、これにつきましても、今議会開催中に機会をいただきまして事務局のまちづくり推進課のほうから報告させていただきたいと思っております。

次に3月2日でございます。昨年7月30日に設置いたしました木城町総合教育会議であります。第3回目の会議を開催し、木城町教育大綱の策定に向けて協議をいたしました。大綱の基本理念は、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりです。計画期間は平成28年度から平成30年度までの3年間としています。詳細につきましては、これも今議会開催中に機会をいただきまして、事務局の教育課のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

次に3日でございます。南九州大学の寺原典彦学長を表敬訪問いたしました。現在、南九州大学との包括的連携について協議を重ねています。包括的連携について今月の教授会で決定する運びとなったことから、今回表敬訪問を行いました。

包括的連携の内容につきましては、1つには、石河内のアスリート合宿メニュー。2つ目、湯ららレストランの高齢者向けメニュー。3つ目、ひとり暮らし高齢者向けのお弁当メニュー。4つ目、食品加工に関するサポートなどを通じて、地域創生に係るさまざまな分野で連携協力していくというものです。

南九州大学との包括的連携協定は、双方の準備が整い次第、4月の早い時期に締結することで了解をし合意をいたしております。なお、参考までに、医療福祉の分野でも九州保健福祉大学との協議を進めておりまして、これにつきましても、双方の準備が整い次第、包括的連携協定を結ぶ方向で進めていきたいと思っております。

以上で政務報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 以上で町長の行政報告は終わりました。これで諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（後藤 和実） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成28年第2回木城町議会定例会に当たり、平成28年度の町政運営に関する私の所信の一端と施政方針を申し上げ、議員各位初め、町民の皆様のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、新緑の若葉がそよぐ昨年4月、私は町民の皆様から選任をいただき、町政を担うという重責と町民の期待に応えていくという使命を実感したことを今でもはっきりと覚えています。

町長就任312日目となりました。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新た、全力投球で木城町の町づくりに取り組んでまいります。

ところで、昨年の地方創生元年から今年度は総合戦略を具現化していく初年度となります。施策を力強く、一つ一つ推進していかなければならないというスタートの年であり、正念場の1年目と思っております。さらには、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔ばたくまち木城」の実現と私の選挙公約、議員初め町民から寄せられたご意見をもとに、木城の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を新たに、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。2ページをお開きください。

本町においては、現在のところ収支の均衡はとれていますが、ふるさと納税等の歳入の確保や歳出の見直しを行い、住民ニーズに迅速に対応した行政サービスを行うこととしております。特に、定住促進等の地域活性化対策、子育て支援等の福祉向上と地域経済の振興や農業基盤の整備、教育の充実、安全で安心な暮らしのための予算編成を行ったところであります。

なお、TPP関連の農業振興対策につきましては、国・県の動向を注視しながら迅速に対応してまいります。こうした中、当初予算は39億9,600万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上いたしました。主な項目について申し述べます。

初めに、1、快適で安全な生活環境の整備について。

日常生活を安全で快適に暮らすには、道路や上下水道などインフラの整備が重要であります。町道は町民生活に直接かかわるものであり、交通の利便性、安全性の確保や通学路としての安全確保の面からも計画的な整備が必要となります。老朽化が懸念されます橋梁等の点検を行い、現状の把握と修繕計画の基礎とします。工事に当たっては、老朽化の進んだ橋梁や路面の維持補修

工事を計画的に実施し、長寿命化を図ることとします。特に、平成26年度から実施した比木橋工事については拡幅、高欄改修は完了し、朝夕通勤時の車両の離合がスムーズとなり、円滑な通行と安全性が向上しており、今後、落橋防止装置工事の実施により、さらなる長寿命化を図っていきます。

水道整備につきましては、近年、ろ過施設等の整備により、各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全安心な飲料水の供給が図られています。今後とも適正な維持管理に努めていきます。

施設の老朽化が懸念されますが、施設更新計画を策定し、計画的な更新、修繕により長寿命化を図ります。下水道整備については、本管工事が完了していますので、今後は適正な維持管理に努めるとともに、新規住宅地への対応、新築、建て替え住宅等の加入促進を図っていきます。施設の老朽化について、施設更新計画を策定し、計画的な更新、修繕により長寿命化を図ります。

なお、当事業区域外については、合併浄化槽の普及を進め、生活環境の向上を図ります。

## 2、農林業の推進について。

農林業の振興については、T P P交渉参加12カ国により協定内容が合意され、今後協定の発効に向けて参加国で議論されることとなりますが、協定が発効した場合には、大幅な関税撤廃などの影響により、海外から安価な農畜産物が輸入されることが予想され、農畜産物の価格低下による国内生産高の大幅な減少などが懸念されます。しかし、貿易の自由化は世界の潮流となりつつあり、今後は国が示した総合的なT P P関連政策大綱を踏まえ、本町の基幹産業である農林業の振興を図るため、守るべきは守りつつ攻めに軸足を置いた総合的な対策の推進を図ります。また、国が平成26年度に強い農林水産業の実現に向けて改定した「農林水産業地域の活力創造プラン」をもとに、本町の農業振興を図ります。この主な改革の内容は、1つに農地中間管理機構の創設、2つ目に日本型直接支払い制度の創設、3つ目に経営所得安定対策の見直し、4つ目水田フル活用と米政策の見直しであります。

まず、農地中間管理機構が実施をいたします農地中間管理事業をフル活用し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるとともに、魅力と能力のある担い手に農地を集積し、経営基盤の強い農家の育成を図ります。そのためには受け手となる担い手の確保が最重要課題であることから、認定農業者の育成評価、認定新規就農者の育成に努めます。

また、担い手の確保が困難な集落につきましては、日本型直接支払い制度等を活用し、農業農村の持つ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動組織の育成を図り、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、中山間地域における耕作条件不利地域への営農支援に努めていきます。さらに、自然環境に負荷の少ない環境保全型農業を推進するとともに、独自産業化の推進を図ってまいります。



基盤整備につきましては、農地中間管理機構の創設により、農地の集積、集約が進み経営規模が拡大することから、使用する農業機械が効率的な作業ができるよう計画的に農業用施設等の農業生産基盤の整備に努めます。

また、経営所得安定対策、いわゆる米政策につきましては、焼酎用加工米、飼料米等について需要に応じた推進を行い、二毛作助成や構築連携助成を活用することで水田の有効活用及び農家の所得向上を図ります。

畜産の振興につきましては、口蹄疫等の法定伝染病が二度と発生しないように、農家へのさらなる防疫意識の啓発と官民一体となった防疫体制の強化に努めます。口蹄疫の発生以降、全国的な素牛不足による子牛価格の高騰や国際情勢に起因する飼料や生産資材の高どまり等の影響で、肥育農家や繁殖農家の経営を圧迫し、優良素牛等の確保にも苦慮している現状を踏まえ、畜産農家の経営安定を図るため、優良素牛の導入に対する支援に努めます。

林業の振興につきましては、長期にわたり低迷していた木材価格が近年、海外移設やバイオマス発電所などの稼働に伴い木材需要が増加する傾向にあり、徐々に木材価格が持ち直してきている状況です。今後は、商品価値がなく今まで搬出されてなかった未利用材などの有効活用を図るために、作業道及び人道などの整備を図ります。また、木材需要の拡大に伴う大規模伐採による崩土などの被害も懸念されるため、市町村森林整備計画に基づいた適切な伐採や、伐採後の計画的な造林の推進を図ります。

有害鳥獣対策について、全国的に増加傾向にある鳥獣被害は、本町におきましては補助事業を最大限に活用したことで一定の成果がありました。今後も鳥獣アドバイザーを配置し、さらに特別捕獲員を常時配置し有害鳥獣対策に努めます。また、自作農地の自主防衛を目的とした農家に対して、狩猟免許に必要な経費の一部を助成します。

次に3番目、福祉対策、健康づくりについてであります。

近年、少子高齢化の進展に伴い、高齢者においては生活不安や老々介護の問題、障害者においては自立や社会参加の難しさ、子供においては子育て家庭の孤立化や子育て不安など新たな社会問題が顕在化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域福祉における自助、共助、公助の考え方に基づいて、地域で支え合い、助け合えるまちづくりが最重要課題となっています。本町では、それぞれの分野において基本計画及び実施計画を策定し、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりをはじめ、町民サービス向上を図ってまいります。

子ども・子育て対策については、平成27年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度において、質の高い幼児期の教育保育の総合的な提供の場としてのめばえ保育園においては、高齢者の方と園児が自然に触れ合うことができる場の提供。4歳児5歳児を対象に、特色ある就

学前保育事業を引き続き実施し、楽しみながら学べる環境の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発へつなげていきます。さらに地域の子ども・子育て支援の樹立を目指し、保育園に併設します地域子育て支援センターの樹立を図るとともに乳幼児の検診事業や健康相談事業とも連携し、子育て相談、子育て支援の環境の向上を図ります。

高齢者対策については、高齢化率が33%を超え3人に1人が65歳以上で、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯も増加する中、地域全体で支え見守りしていく地域包括ケアシステムの構築が必要となっております。地域包括支援センターの体制強化、機能充実を図り、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう関係機関や関係団体と包括的な体制を構築し、介護者負担の軽減をはじめ、きめ細やかなサービスを行えるよう介護人材確保対策にも努めていきます。

介護保険事業については、平成29年度からの総合支援事業への移行を目指し、介護予防事業と生活支援サービス事業を一体的に展開できる新たな仕組みづくりへの準備を進めてまいります。

また、現在実施しております健康教室や介護予防教室も健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的実施、そして今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組みます。

町民の健康づくりについては、第2次特定健診実施計画の特定健診受診率目標を達成をするため、健康マイレージ事業を導入し、従来の保健指導や健康相談等による健康増進や啓発に努めるとともに、未受診者への訪問指導を一層強化し、住民健診の受診率の向上や疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。また、脳疾患や心疾患などの発症リスクの高い予備軍といわれる方々が治療の放置や中断をしないよう、科学的根拠に基づいた保健指導を行っていきます。合わせて医療機関とも連携しながら、各種の予防接種やがん検診などを引き続き実施をし、医療費の抑制につながるよう町民の体と心の健康づくりに努めます。

次に、4つ目でありますが、明日を担う心豊かでたくましい人づくりについて。

教育は人間形成の基本をなすものと考えます。子供たちの学力、体力の低下や社会節度の欠如が懸念される今日にあって、時代を担う木城の子供たちが、心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスの取れた教育を推進します。また、義務教育のさらなる充実を図るため、小中学校の連携教育を積極的に推進するとともに、キャリア教育の充実を図るために多様な体験活動の推進に努めます。義務教育は確かな学力の定着と向上、健康な身体、豊かな心を身に着けることが大切であります。平成28年度も引き続き小中学校に学力向上サポーター等を配置し、学力の向上を図ります。

なお、引き続き教育費の保護者負担の軽減に努めます。近年、児童生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実については、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動を積極的に推進し、生きがいくくりと町民の親睦と交流を図ります。また、各自治公民館に職員を配置し町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を深め問題の解決に取り組む地域担当職員制度を導入します。

スポーツの振興については、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境を整備し、生涯スポーツの振興に努め、町民の体力向上と健康づくりを図ります。

#### 5、環境対策について。

環境問題は、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等さまざまな問題が生じています。本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿ってごみの減量化、資源化、再利用を推進するとともに、引き続き環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄防止と監視に努め、町民と行政が一体となり美しいまちづくりに努めます。

また、地球温暖化対策として、木城町地球温暖化対策実行計画に沿って、公共施設の節電対策やクリーンエネルギーの導入により省資源の推進を行い、温室効果ガスの削減を図るとともに町全体への波及に向けた啓発等を進めます。さらに今後、発生が予測される大規模災害により発生する災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って関係課と具体的な処理方法について協議を進めてまいります。

次に6番目、観光と交流事業について。

少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活性化していくために交流人口の拡大に努めます。恵まれた自然を生かし積極的にイベントを展開する川原自然公園や木城えほんの郷においては、施設の魅力を積極的に情報を発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていくこととします。

総合合宿施設「いしかわうち」においては、中八重緑地公園、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携して、テニス、サッカー、ラグビー等スポーツ合宿を中心に誘致に取り組んできたところですが、来年度再整備予定の旧石河内中学校体育館の利用再開を図ることで、室内競技や文科系団体の合宿誘致も期待できる場所とあります。さらにソフト面では、大学と連携しアスリートメニューの共同開発やスポーツ栄養学講座を実施し、施設の利用価値を高めることで宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域経済に効果が表れ雇用の増加につながるよう努めます。

またピノックQパークについては、小丸川発電所の見学と中八重緑地公園の魅力を増大させるために、町において積極的な活用を図ります。

木城温泉館湯ららについては、衛生面に万全を期し、安心安全な施設として利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供することはもちろんのこと、新たな食事メニューの開発や隣

接する菜っ葉屋や他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増を図るよう努めます。

観光事業は、地域活性化のための最重要ツールであります。町内の各施設との連携を強化し、情報を発信するのはもちろんのこと、さいとこゆ観光ネットワークや百済王伝説等を生かした4市町での取り組みを通して、自治体間連携での広域的な交流人口の拡大を目指していきます。

次に7番目、商工業の振興と景気対策について。

景気の回復が期待される中、国の景気は穏やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることができず、町内の商工業においても依然として厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行事業に積極的に取り組み、町内商工業の活性化を図ります。

また特産については、本町の基幹産業である農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携をしながら地域支援を生かした特産品開発をすることで、新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し広域での企業誘致にも取り組んでまいります。また、既存の企業の経営安定のために、国県の政策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにします。

次に8番目、地方創生について。

地方創生の根幹は、加速的に進んでいく人口減少をいかに食いとめていくのか、出生率をいかに向上させるかにあります。これらを解決していくためには、転入や定住の促進、特に若い世代に焦点を合わせて政策を展開していくことが必要であり、これまで同様子育て支援、定住促進対策など若い世代に焦点を合わせた施策を充実させます。また、官民学金等の連携を図りながら、総合戦略の3つの柱であります農業や誘致企業を中心とした「産業の創出」、観光や定住対策による「人の流れの創出」、子育て世代の経済的支援等による「子育て応援、安心、安全なまちづくり」を中心に地域政策連携しながらまち・ひと・しごとを創生し、住んでみたい、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

次に9番目、防災対策及び交通安全対策等について。

防災対策につきましては、東日本大震災を教訓とし、南海トラフ巨大地震への対策や国土交通省が公表した集中豪雨等による小丸川浸水想定へ備えるため、木城町地域防災計画をもとに防災体制の充実強化を図るとともに、住民の避難訓練や自主防災組織の設立支援など自助、共助、近助による住民の防災意識の向上に努めてまいります。今後も住民の生命を最優先として、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関との連携を強化し、消防団の機能充

実を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

交通安全対策については、東九州自動車道の開通に伴い交通量が増加しており、交通安全対策に係る啓発活動の重要性が増しています。町内での死亡事故はここ数年発生しておりませんが、高齢者が被害者、加害者となる交通事故については増加傾向にあるため、高齢者を対象にした交通安全教室の開催などに積極的に取り組みます。また、重大事故につながる飲酒運転やシートベルト未着用については、その撲滅に向けて引き続き町民の交通安全意識の向上に努めてまいります。防犯対策については、児童生徒に対する犯罪や、高齢者への振り込め詐欺が社会問題化しており、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを強化します。

次に10番目、施設等の整備について。

町営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境向上に配慮しつつ住宅の改善、整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。介護保険制度における、新たな介護予防日常生活支援総合事業への移行に合わせて、その拠点となる多様な生活支援サービスが提供できる、仮称ではありますが、地域交流ふれあいセンターの整備を進めます。あわせて生活支援、介護予防サービスの基盤整備として、協議体の設置、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターを中心とした高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

次に11番目、県道の整備について。

町内には県道が5路線走っており、緊急輸送道路である東郷西都線松尾工区1.8キロメートルの整備促進、高城橋の架け替え要望を、県に対して引き続き積極的に行っていきます。改良が計画中の都農綾線については、早期着工、完成に向けて県と協力して事業を進めていきます。その他の路線についても、歩道の設置や舗装整備等の要望を引き続き行っていきます。

以上、述べました施政方針をもとに編成いたしました新年度予算は、一般会計39億9,600万円、特別会計19億8,290万6,000円、総額59億7,890万6,000円であります。これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上とさらなる木城町の発展に向け真摯に調整に取り組み、町民の皆様の負託に応えてまいります。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。

○議長（後藤 和実） これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時06分休憩

-----  
午前10時14分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 5. 議案第 13 号  
日程第 6. 議案第 14 号  
日程第 7. 議案第 15 号  
日程第 8. 議案第 16 号  
日程第 9. 議案第 17 号  
日程第 10. 議案第 18 号  
日程第 11. 議案第 19 号  
日程第 12. 議案第 20 号  
日程第 13. 議案第 21 号  
日程第 14. 議案第 22 号  
日程第 15. 議案第 23 号  
日程第 16. 議案第 24 号  
日程第 17. 議案第 25 号  
日程第 18. 議案第 26 号  
日程第 19. 議案第 27 号  
日程第 20. 議案第 28 号  
日程第 21. 議案第 29 号  
日程第 22. 議案第 30 号  
日程第 23. 議案第 31 号  
日程第 24. 議案第 32 号  
日程第 25. 議案第 33 号  
日程第 26. 議案第 34 号  
日程第 27. 議案第 35 号  
日程第 28. 議案第 36 号  
日程第 29. 諮問第 1 号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 5、議案第 13 号から日程第 29、諮問第 1 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。ただいま上程いただきました議案第 13 号から議案第 36 号及び諮問第 1 号に至る 25 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号は、郷の駅「石河内」の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は「いしかわうち」で、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

議案第14号は、平成27年度木城町一般会計補正予算第6号についてであります。

補正予算第6号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,943万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億9,143万3,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税3,612万2,000円、県支出金2,191万円等であります。

歳出の主なものは、総務費1億9,596万円、農林水産業費1,755万3,000円、土木費減額3,391万6,000円、予備費減額1億261万9,000円等であります。

議案第15号は、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてであります。

補正予算第4号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,837万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億9,350万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金2,334万8,000円、共同事業交付金1,867万5,000円、国庫支出金減額2,564万9,000円、国民健康保険税減額1,631万4,000円等であります。

歳出の主なものは、共同事業拠出金2,064万円、総務費減額144万円等であります。

議案第16号は、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてであります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ202万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億1,697万9,000円にするものであります。

歳入は、分担金及び負担金45万円、使用料及び手数料34万4,000円、繰入金減額281万6,000円であります。

歳出は、簡易水道費減額700万円、予備費497万8,000円であります。

議案第17号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算第5号であります。

補正予算第5号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,482万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億43万9,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金1,456万8,000円、繰入金11万8,000円、使用料及び手数料8万円等であります。

歳出は、公共下水道費1,400万円、予備費82万6,000円であります。

議案18号は、平成27年度木城町介護保険特別会計（保険事業）補正予算第4号であります。

補正予算第4号は、保険事業勘定予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億3,143万5,000円にするものであります。

歳入は、県支出金204万9,000円、国庫支出金131万3,000円、支払基金交付金減額259万4,000円等であります。

歳出は、保険給付費338万2,000円、予備費減額371万9,000円等であります。

議案第19号は、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

補正予算第4号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ237万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6,791万5,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料減額237万7,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額114万円、総務費減額49万円等であります。

議案第20号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、「不服申立」及び「異議申立」が「審査請求」に一元化されるとともに、申立期間が「60日」から「90日」に延長されるため、関係条例の規定を整理したいので提案するものであります。

議案第21号は、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求する人または利害関係者は、提出資料について、閲覧のみでなく写しの交付を求めることができるようになり、手数料を徴するための条例を制定する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第22号は、職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から、退職管理として、退職した再就職者による依頼や働きかけを規制するため、管理または監督の地位にある職員（課長等）が退職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、任命権者へ届け出ることを規定した条例を制定する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第23号は、木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

木城町農林水産物処理加工施設の管理を直営または指定管理のどちらでも可能とするため、「木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正をするものであります。

議案第24号は、木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設



置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、現在、私債権として取り扱っている木城町教職員住宅使用料及び山村定住住宅の使用料について、他の町営住宅と同様に督促の取り扱いを木城町私債権管理条例に委任するため、「木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例」及び「木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例」の一部を改正するものです。

議案第25号は、木城町農林業振興事業基金条例の廃止についてであります。

平成27年度をもって所定の事業を終え、基金の目的を達成したため条例を廃止するものであります。

(基金内訳)

(1) 農業関係制度資金の末端金利助成金。

町の金融部会で承認した農業関係制度資金の末端金利助成（スーパーL 資金外）（平成26年度実績：12経営体、延べ13件）です。

(2) 木城町農林水産物処理加工施設管理委託料。

加工施設の水道光熱費の基本料金、高圧電気管理及びセキュリティー委託料、ボイラー及び厨房の保守点検などに伴う委託料です。

議案第26号は、木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

木城町老人デイサービスセンターは、町の行政財産として社会福祉法人清和会に指定管理委託し、管理運営を行ってきました。設置当初は、デイサービス措置事業として町内高齢者に対し生活指導や日常動作訓練などを行っていましたが、平成12年からは介護保険制度における通所介護事業として公的保険事業を中心に事業を実施しています。平成7年3月に設置してから20年以上が経過し、今後も引き続き社会福祉法人清和会が通所介護事業を継続的に実施する意向であることから、条例を廃止し、普通財産として同法人への譲渡を行うものであります。

議案第27号は、平成28年度木城町一般会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ39億9,600万円を年間予算として編成し、前年度骨格予算35億7,900万円に比較し11.7%増となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が32億414万9,000円で予算総額の80.2%を占め、依存財源は7億9,185万1,000円で19.8%となっています。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国県支出金等であります。

歳出の性質別割合では、義務的経費40.4%、一般行政経費49.9%、投資的経費9.7%となっています。費目ごとの歳入歳出予算の概要については、別添資料のとおりであります。

議案第28号は、平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ9億7,000万円を年間予算として編成し、共同事業拠出金等の増により、前年度より13.3%の増となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,742万3,000円、共同事業交付金2億1,859万3,000円、国庫支出金2億1,345万9,000円、前期高齢者交付金1億7,380万5,000円等であります。

歳出の主なものは、療養給付費等の保険給付費5億4,906万1,000円、共同事業拠出金2億2,879万8,000円等であります。

議案第29号は、平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ1億1,119万8,000円を年間予算として編成し、前年度より3.0%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,079万2,000円、繰入金2,400万1,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費で人件費や維持管理費等の6,824万8,000円、公債費4,080万2,000円等であります。

議案第30号は、平成28年度木城町下水道事業特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ2億120万8,000円を年間予算として編成し、前年度より15.0%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料3,136万8,000円、繰入金1億5,006万1,000円、国庫支出金1,105万1,000円等であります。

歳出の主なものは、公共下水道費で人件費や施設管理費等8,696万1,000円、公債費1億1,268万7,000円等であります。

議案第31号は、平成28年度木城町介護保険特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ6億1,800万円、サービス事業勘定を歳入歳出それぞれ1,250万円として編成しました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料9,061万円、国庫支出金1億6,073万8,000円、支払基金交付金1億5,764万5,000円、繰入金1億2,809万円等であります。

歳出の主なものは、総務費と人件費と経常経費で3,838万8,000円、保険給付費で介護サービス給付費等の5億5,668万4,000円、地域支援事業費1,839万3,000円等あります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入353万1,000円、繰入金895万

4,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費902万円、総務管理費324万1,000円等でありま  
す。

議案第32号は、平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成28年度予算は、歳入歳出それぞれ7,000万円を年間予算として編成し、前年度より  
6.1%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3,551万7,000円、繰入金3,437万  
1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費の人件費と経常経費等で737万1,000円、後期高齢者医療広  
域連合納付金6,248万9,000円等であります。

議案第33号は、財産の譲渡についてであります。

補助事業によって取得した木城町老人デイサービスセンターについては、経過年数が20年以  
上で当該事業を継続的に実施していることから、当初デイサービス事業目的で提供された土地及  
び施設、設備について、今後も通所介護事業として高齢者等の福祉の向上、社会資源の活用につ  
ながることから、無償で譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、  
議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、木城町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

木城町過疎地域自立促進計画については、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置  
法により、平成12年度から平成21年度までの計画を策定し、その後、平成22年の法改正に  
より法期限が平成28年3月末日まで延長されたことにより、平成22年度から平成27年度ま  
での計画を策定し、生活の基盤である公共施設等の整備や住民の生命及び暮らしを守るための対  
策を講じてきたところでありますが、さらに平成24年の法改正により平成33年3月末日まで  
再延長されましたので、引き続き総合的かつ計画的な施策を講じるため、平成28年度から平成  
33年度までの計画を策定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号。議案第35号は、西都児湯行政不服審査会の共同設置についてでありま  
す。

行政不服審査法第81条第1項に規定する附属機関を、地方自治法第252条の7第1項の規  
定により、木城町は、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、高鍋・木城衛生組  
合、川南・都農衛生公社、宮崎県東児湯消防組合、西都児湯環境整備事務組合及び一ツ瀬川営農  
飲雑用水広域水道企業団と共同で設置することについて、別紙のとおり規約を定め、協議するた  
め、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に  
基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号。議案第36号は、西都児湯公平委員会共同設置規約の変更についてであります。

平成27年4月1日に共同設置した西都児湯公平委員会について、共同設置する地方公共団体に、川南・都農衛生組合を加えるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり規約を変更し、協議を行うため、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現在、委員として活躍されています黒木逸郎氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますが、再度委員として黒木逸郎氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第30. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第30、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号平成28年度木城町一般会計予算から議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、黒木泰三君、堀田廣幸君、淵上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして、議長後藤和実を指名したいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました10名を選任することに決定いたしました。

---

### 日程第31. 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（後藤 和実） 日程第31、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定については、10人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、10人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、黒木泰三君、堀田廣幸君、瀧上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして、議長後藤和実を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名いたしました10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会、過疎地域自立促進計画審査特別委員会を開催し、各委員長、副委員長を互選していただきますので、10分の休憩といたします。暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....  
午前10時45分再開

○議長（後藤 和実） 暫時休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の各委員長、副委員長が互選され

ましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に堀田廣幸君が互選されました。

過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長に山田秋吉君、副委員長に淵上三月君が互選されました。

---

### 日程第32. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第32、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号から議案第19号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第19号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第33. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第33、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第13号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第13号から議案第19号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第20号から議案第36号に至る議案については、総括質疑といたします。

諮問第1号については質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

まず、議案第13号郷の駅「石河内」の指定管理者について、議題といたします。

これより質疑を行います。議案第13号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成27年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第14号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第15号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とい

たします。

これより質疑を行います。議案第16号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号に対する討論を行います。

本案に反対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。



これより議案第18号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第20号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第20号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号に対する総括質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号木城町農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。5番、黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 23号について質問したいと思いますが、現在、あの農林水産物処理加工というのは、中川原にある加工施設ですかね。そうですかね。今まではどうなっておられるかわからないわけですが、今まで使用料については取ってなかったということでありませんか。そこ辺のところをお聞きしたいわけで、今後変わるのかどうか。今までされておった方はやめられるのかどうか、そこ辺のところ、お聞きしたいわけです。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ご質問のありました件でございますが、現行では利用料金ということで定めております。これにつきましては国関係の補助事業等によりまして整備をした関係もございまして、利用施設については木城町農産加工施設運営協議会という構成団体のほうが施設の利用をしております。構成団体につきましては、農業者あるいは女性のグループ等が利用しております。

今回改正につきましては、提案理由でもご説明を申し上げましたとおり、指定管理あるいは直営でも両方、どちらでも使えるということで条例の改正するものでございます。利用料金を使用料ということで改定をするものでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第24号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例及び木城町山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号木城町農林業振興事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号木城町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号平成28年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第27号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 歳入歳出総体について町長に伺いますが、これまでも、町長は、歳出見直し、事業見直しについては、内部評価を行い、そして、その実行性について3年をめどに進めていくということで、これまでも始終選択という言葉がずっと使われてきました。

今回、施政方針でも、歳出の見直しを行い、町民ニーズに迅速に対応したと。それから予算の概要でも、歳出見直しを行い、住民ニーズに適切に対応して予算編成を行ったとあります。

事業見直し、歳出見直しですから、事業費そのものを27年度、過去に比べて大きく増加された部分もあるでしょう。あるいは反対に大幅に縮小された事業まで、これは、町の単独事業のことを言っております。あるいは極端なことを言えば、もう27年度までで廃止したというのものもあるでしょう。28年度から新しく始めたという事業もあるでしょう。主なものでもいいから、その例を挙げていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） お答えいたします。

総体的事業については、やはり歳入歳出でしっかりと事業の評価をしなくちゃいけないことで、第三者に事業評価制度につきましては、これまで一般質問等でも、それから政策提言をいただきましたので、28年度事業評価制度を取り入れるという方向で、第三者機関にという方向でいき

たいと思います。

今回の予算編成に当たりましては、いわゆる内部での事業評価といたしましうか、精査をしながら予算編成をして、また査定をしたところであります。

そして、大体の新規事業、それから主な事業等については、課ごとにちょっと若干述べさせていただきたいと思いますが、まず旅費関係、総務課関係におきまして、旅費については、やはり職員からの提案研修ということで提案制度を取り入れたいということで、そういった部分の旅費の研修費用を50万円であります、組みせていただいております。

それから、委託料関係で、今言いましたように、行政評価制度を今年度中に取り入れていきたいということで、予算措置をしております。

それから、職員の待遇関係も、やはりいろいろ御指摘もいただいておりますので、そういった待遇、職員研修関係もやっていきたいと思っております。

それから、特に交通安全施設等については、昨年、特に交差点での事故が起きました。一旦停止とか、そういった部分での交差点等の改良工事を2カ所させていただきます。

それから、消防団関係でいきますと、かっぱが必要だという要望がありましたので、これについては、新規で消防団員のかっぱを団員に充用する形で予算を組ませていただきました。それから、今のゼロ円ベースでいきますと、地域担当職員制度を導入をするということでさせていただきますたいと思います。

あと、私が、選挙公約といたしましうか、に掲げておりました経済対策協議会でありますとか、そういった部分もしっかりと組ませていただきました。

それから、TPP関係もありますが、いわゆる農業生産基盤のほうは、結構、要望事項も踏まえて、とりあえずハード部分については、そういった形で予算を組ませていただいております。

詳細については、予算委員会審議会のときにお尋ねをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 新規事業については、たくさんお持ちですが、完全に廃止したちゅう事業は、あるかないかをもう一度、お願いします。

それと、廃止した事業はあるかどうか、27年度で。

それと、これは確認ですが、例えば施政方針の中に有害鳥獣対策について、さらに特別鳥獣アドバイザーの上に、さらに鳥獣捕獲員を常時配置し、有害鳥獣対策に努めますということです。

この捕獲員、事業名は、これは何ですかね。有害鳥獣対策委託補助金で、去年と同額ですが、事業名はそうですけれども、事業内容は、今までは追い払い隊ということで、この人たちを選考するときの条件が、猟友会に加入し、駆除班には入っていないと。いわゆる駆除班に入っていない

い捕獲はできない人を選んで、追い払い隊ということになったわけですが、28年度からは、捕獲もできるというふうに解釈をしていいのかが1点です。

それと、もう一つ、町長、事業見直しですが、事業費に関係なく、昨年12月の中で、私がお尋ねした優良繁殖雌牛導入事業、28年の4月までには畜産農家と協議して、この事業名、雌牛というものを排除して、繁殖素牛とされたほうがいいじゃないですかと。

それから、必須条件の中に、郡の品評会の1等以上、あるいは県の指定牛、そういったものを取り外して、導入価格で助成すべきではないかということをお尋ねしますが、この結果は、28年度に生かされているか。3点ほど、お伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 畜産振興の部分については、今までありましたいろんなこう、素牛導入等についての助成をしていましたが、そこらあたりは、しっかりと見直しをさせていただきました、一応今までの部分は、一応全面的に見直しをして、新たな対策を盛り込みました。

それについては、事業費ベースで650万円だったと思うんですが、そういう形でさせていただきました。

詳細については、担当課長のほうから答弁をさせて、予算審議会のほうでさせていただきたいと思いますが、素牛については、畜産農家等の意見も聞きながら、しっかりとそこ辺は、今までのやつをもう全部見直して新たに制度を設けたと、制度設計をしたということでもあります。

それから、鳥獣害対策等につきましては、おっしゃるようなご意見も聞いておりますので、そこらあたりも、やはりしっかりとこう対策できるように、もう一度、当たってみますので、そこら辺も検討したいと思います。

ただ、実際に今、猟友会と、それから駆除班、それからうちのほうのアドバイザー関係が、正直に申してこうじっくりいっていないとか、連携がとれていない部分がありますので、そこらあたりは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、しっかりと連携をとって、鳥獣害対策の被害防止に努めていきたいと思います。

特別に廃止をした事業はありません。ただ、こちらのほうで見直しをかけていますので、できるだけそういったことが、私自身もわからない部分もありますので、できるだけ要綱、補助金等については、一応3年めどのサンセット方式ですという指示は、出しておるところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 今、堀田議員のほうからもありましたけど、鳥獣被害ですね。この問題は、町内の方々の死活問題でありまして、大規模農家ばかりではなくて、やはり人口を維

持するためには、園芸等の小規模農家に対しても、そこを守っていかないといけないと思うんですよ。

町長の施政方針の中にもありますように、今後も鳥獣アドバイザーを配置してあります。その中で、狩猟免許に必要な経費の一部を助成するとありますけど、これについては、もっと、一部ってどんくらいかわからんじゃけん、例えば全額とか半額とか、大きな金を助成する形にでもらえないか。

それと、例えば先ほどもあったように、南九大ですかね、南九大学みたいなところに、木城独自のそういった駆除ちゅうか、そういったのはできないか、協力をしていただいて、木城町が他町の先端に立てるような何かこう施策を考えてもらおうといいかと思っております。それについて一言お願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま、原議員からのお尋ねでありますけど、おっしゃるように、なかなかいわゆる園芸、畑地関係のほうからご意見が上がってきていない。正直に申し上げて、いろいろこちらのほうからも意見を聞こうとするんですが、なかなかこれといった意見がまとまって出てこないというのが、正直なところであります。

しかし、そういっても、やらなくちゃいけませんので、今の畜産部門と、それからいわゆる畑地、それから施設園芸も含めて、そういったところのバランスといたしまししょうか、そういうのを考えておまして、いきいき営農支援でありますとか、それから循環型も予算にありますので、そういった部分も紹介しながら、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

それから、南九大との連携については、今のところ、食とか高齢者とかそういった部分での連携でありますけど、きのうお話した部分では、南九州大学のもともとは、その農業分野での強みがあるということで、次年度以降で、農業分野でもご加勢できる場所がありますので、そういった部分では、今後、そこらあたりも視野に入れてさせていただきたいというのは、向こうのほうからも要望がありましたので、こちらからもその節はぜひよろしく申し上げますという願いをしたところであります。（「狩猟免許」と呼ぶ者あり）

鳥獣関係については、ちょっと具体的になりますので、担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 8番、原君。

○議員（8番 原 博君） 町長の考えとして、担当課長でなくて、経費を一部でなくて町長が、もうこれは大変だということで、ある程度こう狩猟免許を必要とされる方には、半額ぐらい出してもらいたいなと思って、それについてですね。

もう一つは、変わりますけど、113ページ目、上水道、簡易ですかね、それと下水道関係で、

繰出金が水道の関係で2,400万円など、あと下水道で1億5,000万円、一応入っていますが、毎回毎回、繰出金を入れていますけど、今後、これについては、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 鳥獣害関係の狩猟免許の関係であります、これについては、そういった方向で助成をさせていただきたいと思えます。

それから、将来的には、先はわかりませんが、将来的にはやはりいろんなクリアをせにゃいかんとですが、将来的にやっぱり役場職員もとらざるを得んのかなという思いは、私は、隅っこのほうには持っているところであります。

いずれにしても、鳥獣害被害が、いわゆる営農者がこう失わないような段取りを進めていきたいと思えます。

それから、いわゆる特別会計等への繰出金の問題であります、ご存じのように特別会計、特に使用料をいただいて、その中でこう賄うというのが独立採算制が一番いいわけですが、しかし、その部分が使用料を上げると、いわゆる使用者負担になるというので、いわゆるそこらあたりのバランスも大変なこともあります。

ですから、できるだけ他町村の状況と比較しながら、そんなに高くない、安くもないというふうなところあたりをこう使用料の一つの目安にしながら、その以外の足りないところは、やはりインフラ整備でありますので、そこらあたりは、一般会計からの繰出金、持ち出しという形でさせていただきたいと思えます。

おっしゃるように、担当課のほうには、そういったものの、やはり事業のほうの中身はしっかりと精査しながら、独立採算制が原則だよというのは言っていますので、そういった形で運営させていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。7番、淵上議員。

○議員（7番 淵上 三月君） 施設等の整備について、お尋ねします。

地域交流ふれあいセンター、仮称だということなんですが、民生費の中に設計委託料3,075万5,000円が計上されておりますけれども、これについて説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 御質問の設計委託料の分なんですが、資料が89ページかと思えますので、合わせまして3,075万円ですが、内訳は、測量の委託と地質調査、それに設計は基本、地方債を含めまして、一応測量分が30万円と、地質調査が467万8,000円と、設計費が2,577万7,000円の、合わせまして3,075万5,000円を計上させていただいているところです。

○議長（後藤 和実） 7番、淵上議員。

○議員（7番 淵上 三月君） これは、新たに施設をつくるということでしょうか。既存の設備では、賄いきれないということなんでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 仮称ではありますが、その地域交流ふれあいセンターについては、新たに設置をするという方向で、今、検討させていただいていくということでございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大変初歩的な質問で申しわけございませんけれども、地方消費税ですよね。これは、2分の1、今還元というか、交付されるわけですけれども、これについては、町内に関係するものだけに返ってくるわけですか、2分の1というのはですね。そのところをちょっと、違うわけですか。ちょっと。（発言する者あり）

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 地方消費税の分なんですけれども、8%になりまして、従来の5%から3%ふえるということでありまして、その3%分については、福祉目的で使いなさいということになります。

消費税の配分につきましては、県のほうに一括配分をされまして、それで人口補正等で市町村のほうに再配分されるというものでございます。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木議員。

○議員（5番 黒木 泰三君） 地方消費税をおさめるんですが、おさめた額が、県におさめるわけですけれども、その木城に関係する部分が2分の1戻ってくるのか。その2分の1というのがちょっと、その2分の1いうとは、県が各市町村に全部割り振るわけですけれども、均等割いろいろあってその割り振り方なのか、木城に関係する分だけをその木城に還元するのか、そこ辺のところがちょっとわからんとです。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方消費税については、今5%でありますので、国が4%、それから1%を都道府県に配分をします。都道府県は、それを今度は市町村に、人口、それから事業所等経営によります事業者数に分けて、交付をするということでありまして、5%のうち1%が都道府県に割り当てられて、それを県内で、そういった人口とか、そういうのに案分して、それぞれの市町村に配分をされるというものであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどの堀田議員のほうから、事務事業の見直しとか、整理部分のとこ



ろでありました。

補足説明をさせていただきますと、いわゆる事務事業の評価、いわゆる計画・実行・評価・改善、プラン・ドウ・シーについては、今年度、行政評価制度導入支援業務委託ということで進めて実際にいきます。そういうのを申し上げたところであります。

そして、実際の外部評価については30年度実施、29年度までに制度設計をして、30年度で実施をするという方向で今計画を立てております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。9番、山田議員。

○議員（9番 山田 秋吉君） 町長の施政方針の説明の中で、石河内中学校の体育館を再整備して利用するという説明があったんですが、整備して利用する段階においては、先ほどしました石河内に全面的に利用をさせるのかどうか、そのことだけお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 石河内の旧体育館、僻地集会室、正式には僻地集会施設ですが、これを今年度整備をする予定で、今、当初予算に上げさせていただきます。利用者であります、もちろん合宿施設であります「いしかわうち」も使われるし、地区のほうも使われると思います。思うには、「いしかわうち」のほうが使われるものと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 9番、山田議員。

○議員（9番 山田 秋吉君） 地域の人たちも利用するということですが、指定管理会社が気になりましたけど、この管理については「いしかわうち」にお任せするのかどうか、それだけお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 山田議員、今のは町長の施政方針の答弁を求めているわけでしょう。28年度予算に関してのことですから。

○議員（9番 山田 秋吉君） わかりました。

○議長（後藤 和実） はい。ほかに質疑はありませんか。2番、神田議員。

○議員（2番 神田 直人君） 歳入の一般寄附金ですけれども、45ページ。3億円計上されると思うんですが、これはふるさと納税を意識してのことなのではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 当初予算、ふるさと納税の寄附額3億円を計上しております。

○議長（後藤 和実） 2番、神田議員。

○議員（2番 神田 直人君） 前年度の内訳を大体見たところ、寄附金の目的というか希望する人のほとんどがカメラだったというような、意識してるんですけど、普通考えて、カメラという

のは1台持ったらそう何台もということはあまりないのかなというふうに考えてるんですけども、やはりこれでものまだ3億円は大丈夫というような考えなのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 確かに寄附ですので、安定財源というのはなかなか厳しいかというふうに思います。今年度の寄附額が3億5,000万円ちょっと、現在あります。今後の制度、普及がどうなるかという予測もひっくるめて、若干控えめな数字ではございますが、3億円いけるであろうということで、今回計上してるものであります。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に議案第28号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第29号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第29号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第30号平成28年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第31号平成28年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第32号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第33号財産の譲渡についてを議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第34号木城町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。  
議案第34号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第35号西都児湯行政不服審査会の共同設置についてを議題といたします。  
議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に議案第36号西都児湯公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。  
議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号から議案第36号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

---

#### 日程第34. 各常任委員会・各特別委員会議案審査付託

○議長（後藤 和実） 日程34、各常任委員会、各特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配布してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、各特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第36号に至る議案については、各常任委員会、各特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第35. 陳情書の付議

○議長（後藤 和実） 日程第35、陳情書の付議を議題といたします。

議会運営委員会、開会までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文章票のとおりです。

---

#### 日程第36. 産業文教常任委員会陳情審査付託

○議長（後藤 和実） 日程第36、産業文教常任委員会陳情審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する

決議を求める陳情書については、産業文教常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、産業文教常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

### 日程第37. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第37、散会。

以上で本会の日程は全部終了いたしました。明日5日から6日までは休会。7日月曜日には本会議、午前9時開会で一般質問となっております。

本日はこれで散会といたします。

午前11時31分散会

---